

区分	維持管理基準	9 . 12	基準への対応
共通基準 (規則第12条の6)	1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	□	焼却炉へ供給される廃棄物の種類及び量が、処理能力に見合った、適正なものとなるよう、受け入れる際に必要な当該廃棄物の性状の分析又はポンプ吐出量による計量管理を行います。
	2 施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	□	焼却炉への廃棄物投入は、当該焼却炉の処理能力を超えないように、焼却炉の燃焼温度の管理を行います。燃焼温度上限値により焼却投入量を遮断する安全装置が働き、処理能力の過負荷防止を行います。
	3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活保全上必要な措置を講ずること。	□	施設から廃棄物が流出する等の方が一異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収(吸着マット等)、その他生活保全上必要な措置を講じます。
	4 施設の正常な機能を保持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	□	施設の設備機器によって、年1回、月1回、週1回等定期的点検及び機能検査を行います。廃熱ボイラは年1回の性能検査を受検します。
	5 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	□	廃棄物は焼却炉に供給完了迄、配管もしくはダクトを通して行うクローズドシステムとしており、飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止しています。
	6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	□	構内を清潔に保持するため、施設床面の掃除、水洗を行います。害虫等発生した場合は、薬剤の散布等により駆除します。
	7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	□	焼却施設からの著しい騒音及び振動の発生はないほか、排風機はINV制御を採用しています。
	8 施設から排水を放流する場合、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	□	施設からの放流は工場内総合排水処理設備で処理され、処理後の放流水は定期的に水質検査を行います。
	9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	□	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。
個別基準 (規則第12条の7)	1 焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	□	
	ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、ガス化燃焼方式又は一時間当たりの処理能力が2ト未満の焼却施設にあっては、この限りでない。	□	焼却炉への廃棄物投入は、ポンプ及びブロワーによる供給のため外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にを行います。
	ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。		燃焼室中の燃焼ガス温度は摂氏800度以上保持するよう自動制御され、運転管理を行います。
	ニ 焼却灰の灼熱減量が10%以下になるように焼却すること。		本施設の廃棄物の性状から、その焼却灰の灼熱減量は十分に10%以下となります。
	ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	□	運転を開始する場合は、先に助燃バーナーを燃焼し炉内温度を速やかに上昇させます。

区分	維持管理基準	9 . 12	基準への対応
個別基準 (規則第12条の7)	ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	○	運転を停止する場合は、先に廃棄物の供給を停止し、助燃バーナーによって炉内温度は高温を保ち、廃棄物を燃焼し尽くします。ちなみに、本廃棄物の燃焼時間は通常1.2秒以内です。
	ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	○	燃焼室中の燃焼ガスの温度は熱電対で連続的に測定し、かつ、記録計により記録します。
	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以上に冷却すること。 ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度をすみやかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	○	燃焼ガス冷却装置として、廃熱ボイラ及び水噴霧による加湿冷却装置を設け、集じん器（スクラバー）に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下を保つ自動温度制御の運転管理を行います。
	リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	○	集じん器（スクラバー）に流入する燃焼ガス温度は熱電対で連続的に測定し、かつ記録計により記録します。
	ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	○	廃熱ボイラにたい積したばいじんは手動掻出しを行い、ダストボックスに貯留します。スクラバー排水は集合ピットを介して、工場内総合排水処理設備に集水します。
	ル 排ガス中の一酸化炭素の濃度が1,000,000分の100以下となるようにごみを焼却すること。	○	排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下で焼却するよう、焼却炉の燃焼管理を行います。
	ヲ 排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	○	排ガス中の一酸化炭素の濃度は、サンプリング分析計により連続的に測定し、かつ、記録計により記録します。
	ワ 排ガス中のダイオキシン類の濃度が以下に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。（新設） ・一時間当たり処理能力が4トン以上0.1ng/m <sup>3</sup> ・一時間当たり処理能力が2トン以上4トン未満1ng/m <sup>3</sup> ・一時間当たり処理能力が2トン未満5ng/m <sup>3</sup>	○	焼却炉は、焼却廃棄物の性状、定量連続投入、燃焼ガスの800℃、2秒以上停留及び急冷安定化により対応しておりますので、ダイオキシン類濃度は充分5ng/m <sup>3</sup> に適用します。
	カ 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ、記録すること。	○	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ記録します。
	コ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	○	施設に異常が生じないように、常に運転及び維持管理を行い、排ガスによる環境汚染がないよう留意します。
	ク ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし、厚生大臣が定める方法で併せて処理する場合にあっては、この限りでない。	○	本施設は、理論的に極めてばいじんや有害ガスの発生が少ない設備ですが、十分な安全を見て排ガス処理設備としてスクラバーを設け、苛性ソーダによる中和装置を組み込んでいます。
	クツ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	○	火災の発生を防止するため、施設の安全点検を行い、焼却炉付近には消火器を設けます。
	2 廃油の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	○	流出防止堤及びタンク本体並びに液面計等設備は定期的に点検し、異常がある場合は補修、取替等必要な措置を講じます。